

総務常任委員会会議録

令和4年2月28日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、
天利委員

説明者 野崎総務部長、伊藤総務課長、辻井主査、内藤主査
皆川人事課長、三澤副主幹、高橋主査
戸村町民部長、高木町民安全課長、北野主幹、青木副主幹
小林消防長、甲消防総務課長

案 件

（付託議案）

1. 議案第13号 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について
2. 議案第14号 茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴う関係条例の整備について
3. 議案第16号 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
4. 議案第17号 寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
5. 議案第15号 寒川町防災会議条例及び寒川町地震災害警戒本部条例の一部改正について
6. 議案第23号 寒川町消防賞慰金条例の一部改正等について
7. 議案第24号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開催させていただきます。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案7件となっておりますので、よろしく願います。

また、次第のとおり審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第13号 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。どうかよろしく願います。

それでは、付託議案の1、議案第13号 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正

についての審査をお願いいたします。それでは、伊藤総務課長からご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 おはようございます。それでは、議案第13号 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正についてをご説明いたします。本会議における総務部長の説明と重複する部分がございますが、よろしくをお願いいたします。

本議案につきましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、こちらが令和4年4月1日に廃止されるため、これらの法を引用している寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の条文の整備を図るため提案するものでございます。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は01議案第13号 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正についての3ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正は2条立ての改正方法を取っております。第1条は、寒川町情報公開条例の一部改正でございます。同条例の改正は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が令和4年4月1日に廃止されることに伴い、引用する法律を個人情報の保護に関する法律に改めるものです。

同条例第5条第1号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改めます。

続いて、タブレット資料4ページをご覧ください。第2条は、寒川町個人情報保護条例の一部改正でございます。同条例の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が令和4年4月1日に廃止されることに伴い、引用する法律をそれぞれ個人情報の保護に関する法律に改めるものです。

同条例第2条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改めます。

また、第4条第13号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改めます。

最後に、改正附則として、条例の施行期日を法の施行日である令和4年4月1日といたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点ほどお聞きします。まず、今回の条例改正ですけど、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の廃止ということで、いわゆるデジタル関連法が制定されたことによる条文の整備ということですけど、まず改めて法改正の趣旨とか背景についてお聞きします。

それと、条文の整備になりますけど、町の個人情報の取組についてどのような影響があるのかをお聞きします。

以上です。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 恐れ入ります。それでは、今回の法改正の趣旨というご質問であったかと思えます。もともとにつきましては、デジタル社会形成基本法ということで、国の法律が施行されております。令和3年9月1日になるかと思えますが、こちらはデジタル社会の形成といったものが、国の国際競争力であったり、国民の利便性の向上といったところ、また少子高齢化の進展への対応といったところの内容に国の直面する課題といったものが非常に関係する上で重要であるというところに鑑み、それらのデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するためといったところで、デジタル社会の形成に関しまして、基本理念や施策の策定に係る基本方針、そして国、地方公共団体、事業者の責務、デジタル庁の設置が定められているところでございます。

これを受けまして、今回のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（案）ということで提出されたものが、今回施行されている部分も出てきているというところでございます。こちらに関しては、今回私どもの条例に係る部分の背景としましては、個人情報保護法、そしていわゆる行政機関個人情報保護法、そして独立行政法人等個人情報保護法の3法の法律、こちらが1本個人情報保護法に統合されていくといった中で、今回の改正もさせていただいているという背景になっております。

以上です。

【黒沢委員長】 もう一つ、町への影響はあるかという質問があったかと思えます。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 すみません。大変失礼しました。今回の改正において、特にこちらの改正内容が町民の皆様方に何か影響を及ぼすということとはございません。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、デジタル法の改正、3つの法律をまとめたということですが、これに関して、法改正で行政が持っている個人情報を企業と共有することもできるようになるということも聞いています。また、個人情報の町の持っているシステムも全国統一になるとも聞いていますけど、個人情報保護条例の規定に基づいて、個人情報の取扱い、また目的外の利用、提供について、どのように取り扱っていくのかお考えをお聞きします。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 今回のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律というところで、こちらの地方公共団体に関わってくる内容というものが適用されてくるのが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されてから2年以内に政令で定める日となっております。したがって、こちらに関連して町の個人情報保護の条例をどうしていくかというところにつきましては、今後国からガイドラインや条例の改正案等の情報が提供されてくると聞いております。こちらに基づきまして、町としての手続も取っていくと考えておりますので、そちらの中で改めて整理されていくものと考えてございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ないようなので、これで質疑を打ち切ります。

それでは、続きまして、議案第14号 茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、続きまして、付託議案の2、議案第14号 茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴う関係条例の整備についての審査をお願いいたします。それでは、伊藤総務課長からご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、議案第14号 茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴う関係条例の整備についてをご説明いたします。こちらにつきましても、本会議における総務部長の説明と重複する部分がございますが、よろしく願いいたします。

本議案につきましては、茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約が令和4年4月1日から施行されることに伴い、寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び寒川町職員定数条例の条文の整備を図るため提案するものでありますが、その内容は、規約の施行に伴い町の機関としての消防本部及び消防署、また町の消防職員に関する規定について条文を整備するものでございます。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は02議案第14号 茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴う関係条例の整備についての3ページ新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、2条立ての改正方法を取っております。第1条は、寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正でございます。同条例第2条第2号中「、消防本部（消防署を含む。）」を削ります。

次に、第2条は、寒川町職員定数条例の一部改正でございます。同条例第2条中「、農業委員会及び消防機関」を「及び農業委員会」に改め、第3条第1項の表7の項を削り、同条第2項中「次に掲げるもの」を、次の4ページにわたりますが、「退職者等であった長期にわたり職務に従事しないもの」に改め、同項各号を削ります。

最後に、改正附則ですが、条例の施行期日を茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行日である令和4年4月1日といたします。

説明は以上です。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳下委員。

【柳下委員】 長期にわたり職務に従事しないものとありますが、この長期というのはどのくらいの期間を長期とみなすのでしょうか。

【黒沢委員長】 答えは出ますかね。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前の質疑に対する答弁をお願いいたします。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 恐れ入ります。貴重な時間を空転させてしまいまして申し訳ございませんでした。

それでは、ご質問のありました内容、「休職者であって長期にわたり職務に従事しないもの」についてのご質問にお答えいたします。この条文につきましては、行政に休職者等がいらっしゃるような場合に、その業務が空転してしまうようなことがないように、そういう特別な状況がある場合に、職員をその定数の外に置いて、長期で定数内の職員を補充して職務を適正に回していくといった内容になっております。現状の中で申し上げますと、消防の職員さんが休職されているといった状況の中でこのような内容を運用したり、あと消防学校に行ったりしているときに、定数外に置いて職員を適正に置いているといったような状況がございます。実際にここのご質問にありました長期といったところにつきましては、ケース・バイ・ケースの運用になっておるのが実情でございます。確実に1年とか半年とかというのを明確にしているわけではなくて、その職員の状況、職場の状況に鑑みながら対応しているといった状況になっております。

以上です。

【黒沢委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 ケース・バイ・ケースと言わると全然見えなくて、明確な年数とかがないということが分かりました。その判断というのは、長期とみなすとか、それとか業務上どうしてもこれは次の方を補充しなきゃいけないとか、そうしたときの判断というのはどういう判断に基づいて行われるのでしょうか。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 判断といった部分につきましては、もちろん最終的には職員の採用に関わってくる部分になりますので、町長になるかと思えますけれども、現場における部分につきましては、当該所属の課長、管理者と人事担当の課長、そして当然その部署の状況の把握をきちんと行いながら、その辺の判断を行っていくものであると考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、ないようなので質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第16号 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、続きまして、人事課の所管案件として、付託議案の3、議案第16号 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。それでは、皆川人事課長からご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 おはようございます。それでは、議案第16号につきましてご説明申し上げます。本議案は、寒川町の会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和をするために改正するものでございます。昨年8月の人事院による公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置の一環として、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等の措置が示されており、国家公務員については、人事院規則の改正により令和4年4月1日から施行されることとなっており、町として速やかに対応する必要があることから、所要の措置を講ずるものでございます。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は03-1 議案第16号の3分の3ページ、新旧対照表をご覧ください。第2条第4号は、育児休業を取得できない職員以外の職員、つまり育児休業を取得できる非常勤職員について定めている規定ですが、その中から「(ア) 引き続いて在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削り、続く(イ)(ウ)を繰り上げるものでございます。

また、第20条第2号は、こちらも部分休業することができない職員以外の職員、つまり部分休業を取得できる非常勤職員について定めている規定ですが、その中から引き続いて在職した期間が1年以上である非常勤職員を削るとともに、該当要件が1つになったことから、イに規定されていた要件を第2項の条文に含める形で条文を整理するものです。

最後に、附則として施行日を令和4年4月1日といたします。

続きまして、資料を追加しております。03-2、2分の2ページ新旧対照表をご覧ください。寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。こちらは上位法でございます寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、条文中の引用する号番号等にずれが生じるため条文を整理するものです。施行日は条例の一部改正と同じく令和4年4月1日といたします。

説明は以上です。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 では、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号 寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 引き続きよろしく申し上げます。それでは、付託議案の4、議案第17号 寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。皆川人事課長からご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 それでは、議案第17号につきましてご説明申し上げます。本議案は、令和4年度から消防業務に関する事務の管理及び執行を茅ヶ崎市に委託することに伴う見直しを行うものですが、これに合わせて特殊勤務手当全体を見直すものでございます。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、または不健康な勤務、もしくは困難な勤務その他特殊な勤務をする者に対して特殊勤務手当を支給するもので、給与上の特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することは適当でない者に手当をするものとしております。

現状手当の種類は、1、感染症接触手当、2、有害毒薬物取扱手当、3、行旅死亡人及び変死人取扱手当、4、救急業務手当、5、危険作業手当の5種類ですが、消防業務を委託することに伴い消防業務に関する手当を見直し、救急業務手当と危険作業手当を、また実態を踏まえ危険作業手当を廃止するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は04-1 議案第17号の4分の3ページ新旧対照表をご覧ください。救急業務手当と危険作業手当に関して、第2条の種類で該当する手当となる第4号と第5号を、またそれぞれの説明する条文である第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条といたします。

次に、別表中「第7条」を「第5条」に改め、同表の救急業務手当の部及び危険作業手当の部を削ります。

また、附則の中で施行日を令和4年4月1日とし、寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の中で引用されている条文についての整理も行います。

条例については以上ですが、資料を追加させていただきました。本条例の施行規則でございます。条例で規則に委任した事項などを規定しておりますが、こちらの改正についてご説明いたします。資料は04-2、2分の2ページ、条例施行規則新旧対照表をご覧ください。第4条は、危険作業手当の規定となっており、現場作業と高所作業の2種類がございますが、現場作業とは、1人1日当たり10枚以上の甲ぶたの設置及び開閉作業及び1日3時間以上のアスファルト作業のことで、また高所作業とは地上10メートル以上の箇所で行う現場監督、検査業務、消火作業及び救助作業としております。

なお、消防に係る作業以外の作業については、日常の業務の範囲では行われていないため、廃止するものでございます。

続きまして、第5条では、手当の日額支給の内容を規定しておりましたが、こちらは規定の必要がなくなるため削るものでございます。

また、現行の第6条は、4年度から導入予定の電子申請に合わせ条文を整理し、第4条に改めるものでございます。

最後に附則ですが、令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、1件お伺いしたいんですが、今回特殊勤務手当ということで、こちらの別

表のところは削られているんですが、こちらはもちろん茅ヶ崎の条例で支払われるということになりますか。要はなくなっちゃうということだと相当不利益があると思いますので、こちらのものは茅ヶ崎市の条例で読み取るのか、それと金額的に同じなのかということなんです。市町村によって違う可能性もあるので、それだけお伺いしたいんですが。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 今回の消防の広域化に伴いまして、寒川の消防の職員が茅ヶ崎の消防職員として移ることになるわけですが、寒川では消防職員がいなくなりますので、手当がなくなって、こちらで整理させていただきます。

今後茅ヶ崎に移籍しました寒川の消防の職員につきましては、今度茅ヶ崎の条例に基づいて手当がされるということでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 あと、課長、金額は同じですか。

皆川人事課長。

【皆川人事課長】 金額については、ここに数値がございません。申し訳ございません。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回消防の広域化によって、こういうことになったということなんですけど、一般の職員に関しては、こういうことの対象になる業務というものがないということによろしいのでしょうか。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 現在の業務作業の範囲におきましては、該当するものはございません。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第15号 寒川町防災会議条例及び寒川町地震災害警戒本部条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 おはようございます。それでは、議案第15号 寒川町防災会議条例及び寒川町地震災害警戒本部条例の一部改正につきまして、町民安全課の北野主幹から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【黒沢委員長】 北野主幹。

【北野主幹】 それでは、議案第15号 寒川町防災会議条例及び寒川町地震災害警戒本部条例の一部改正につきましてご説明いたします。資料につきましては、05議案第15号寒川町防災会議条例及び寒川

町地震災害警戒本部条例の一部改正についてをご覧ください。本議案につきましては、令和4年4月1日から、茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行により、寒川町消防本部の所管いたします消防業務が茅ヶ崎市消防本部へ統合されるため、寒川町防災会議及び寒川町地震災害本部の組織体制を見直し、条文の整備を図るため提案するものです。

寒川町防災会議は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、本町で災害が発生した場合の災害復旧等に関し、各主体が行う対策を協議し、地域防災計画を作成しております。寒川町地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第18条第4項の規定に基づき、本町の地震災害から生じる被害や津波、火災、爆発その他異常な現象をあらかじめ定められた地震防災計画に基づき、各種団体が協力して災害を防止し、軽減する対策を行うものです。

それでは、条例改正の内容につきまして新旧対照表にてご説明いたしますので、ご覧ください。今回の改正につきましては、第1条から第2条までの条立ての改正方法を取っております。改正条例の第1条関係は、寒川町防災会議条例の一部改正となります。第3項第5項に規定する委員に、第7号として茅ヶ崎市の消防職員を追加し、また現在は町長が特に必要と認める委員として、茅ヶ崎市保健所長としておりますことから、第8号として、茅ヶ崎市保健所の職員を追加いたします。これに伴いまして第7号が第9号に、第8号が第10号に、同様に第10号までをそれぞれ2号ずつ繰り下げ、改正を行うものでございます。

続きまして、第2条関係、寒川町地震災害警戒本部条例の一部改正となります。新旧対照表をご覧ください。第2条第5項に規定する本部員に、第4号として、茅ヶ崎市の消防職員のうちから町長が任命する者を追加いたします。これに伴いまして第4号が第5号に、第5号が第6号にそれぞれ繰り下がり、改正を行うものでございます。

最後に、改正附則といたしまして、第1条関係及び第2条関係は令和4年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 戸村町民部長。

【戸村町民部長】 すみません。先ほど北野主幹が、第1条関係、寒川町防災会議条例の新旧対照表の中で「第3条」と言うべきところを「第3項第5項」と申し上げましたが、「第3条第5項」に訂正いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第23号 寒川町消防賞慰金条例の一部改正等についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

小林消防長。

【小林消防長】 皆様、こんにちは。それでは、議題となりました議案第23号 寒川町消防賞慰金条例の一部改正等につきましてご説明させていただきます。説明につきましては、甲消防総務課長に致させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 甲消防総務課長。

【甲消防総務課長】 それでは、議案第23号 寒川町消防賞慰金条例の一部改正等についてご説明させていただきます。茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約が令和4年4月1日から施行されることに伴い、寒川町消防賞慰金条例の条文の整備及び寒川町消防本部等設置条例、寒川町消防長及び消防署長の資格を定める条例の廃止を図る必要があるためでございます。

タブレット資料の3分の3ページ新旧対照表をご覧ください。消防職員及び消防団員に、消防業務に従事するに当たり死亡または傷害を負った場合、賞慰金を授与する規定となっておりますが、消防職員は茅ヶ崎市の条例が適用されるため、第1条及び第2条の条文中の消防職員を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行する旨を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第24号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

小林消防長。

【小林消防長】 引き続きまして、消防本部消防総務課より、議案第24号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。説明につきましては、引き続き甲消防総務課長がいたしますので、ご審査のほどよろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 甲消防総務課長。

【甲消防総務課長】 それでは、議案第24号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明させていただきます。タブレット資料の3分の3ページ新旧対照表をご覧ください。寒川町消防団員等公務災害補償条例第3条第2項では、「損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない」とされておりましたが、ただし書きで、「非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りではない」となっておりましたが、年金制度の適切な運営と受給権保護の観点から、閣議決定により年金担保貸付事業の廃止が決定され、令和3年度末に新規貸付けの受付が終了されることから、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めただし書きを削除するものです。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行する旨を定めております。

最後に、本町において現在損害補償を受けている消防団員はおりませんので、影響はありません。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案につきましては、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でありますけれども、討論のための休憩をいかがいたしましょうか。

【山田委員】 休憩について20分ぐらいください。

【黒沢委員長】 20分でもよろしいですか。大丈夫ですか。じゃ、再開は10時20分と致したいと思しますので、これより暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第13号 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 じゃ、議案第13号 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

行政の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の廃止、いわゆるデジタル関連法が制定されたことによる条文の整備を行う議案ですけど、法改正で行政が持っている個人情報を企業と共有することもできるようになると思います。個人情報のシステムが全国统一になると聞いていますが、個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の取扱い、目的外利用、提供についても、町民の個人情報の保護の後退が懸念されることから反対といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号 茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴う関係条例の整備について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 寒川町防災会議条例及び寒川町地震災害警戒本部条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 寒川町消防賞慰金条例の一部改正等について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第24号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を終了いたします。大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時25分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年6月2日

委員長 黒 沢 善 行